

日病薬発第 23-24 号
平成 23 年 4 月 26 日

会員各位

社団法人 日本病院薬剤師会
会長 堀内 龍也
生涯研修委員会
委員長 幸田 幸直

東日本大震災に伴う日病薬生涯研修認定制度の特別措置について

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

平成 22 年度の生涯研修認定申請手続きにつきましては、4 月当初より所属の都道府県病院薬剤師会への申請準備を始めていることと存じます。

しかしながら、3 月 11 日（金）に起こりました東日本大震災の影響により、施設・家屋の倒壊など大きな被害を受けた会員がいることや、多くの薬剤師が被災地で医療活動に従事している状況を踏まえ、日本病院薬剤師会は日病薬生涯研修認定制度の特別措置を実施することとし、4 月 23 日に開催された理事会において下記の通り承認されましたのでご連絡いたします。また、特別措置の申請等の詳細につきましては、追ってご連絡いたします。

なお、特別措置対象者以外については、平成 22 年度生涯研修認定及び生涯研修履修認定を通常どおり実施することとし、各都道府県病院薬剤師会から日本病院薬剤師会への生涯研修認定申請の締切日は、1 か月間延長し、平成 23 年 6 月 30 日までといたします。

また、すべての会員を対象として、震災の影響により、実際には開催されなかったものの成立されたこととなった学会・講習会等の単位は、参加予定であったことの証明ができる者に限り、その証明を持って単位を認めることといたします。

会員各位におかれましては、ご一読いただき特別措置に沿った申請をしていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 特別措置対象者

- 1) 「災害救助法適用地域（別表 1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会（青森県病薬、岩手県病薬、宮城県病薬、福島県病薬、茨城県病薬、栃木県病薬、千葉県病薬）に

所属する会員」及び「電力受給逼迫による計画停電の対象地域を管轄地域とする各都県病院薬剤師会（群馬県病薬、神奈川県病薬、東京都病薬、埼玉県病薬、山梨県病薬、静岡県病薬）に所属する会員」について、すべての者に対して特別措置を実施する

2) 特別措置は、上記1)の対象者に加え「日本病院薬剤師会に当該措置の適用を申請した会員」に対しても適用する。

当該措置の適用を申請することができる対象者を下記に記す。

- A) 災害救助法適用地域（別表1）を有する県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）に在住する者。
- B) 災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会から他の都道府県病院薬剤師会に所属を変更した者。
- C) 震災の影響により、学会・講習会等が中止・延期となり、かつ参加する予定であったことを証明できる書類を添付できる者。

申請方法は、申請者本人が「特別措置の適用申請書」（日病薬ホームページよりダウンロード）に必要な事項を記入したうえで、必要な書類を添えて日病薬に直接申請することとする。申請内容は、生涯研修委員会において個別に審議する。

2. 特別措置

1) 災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会に所属する者及び災害救助法適用地域（別表1）を有する県に在住する者が、災害復旧・支援活動に従事した場合に、平成22年度及び同23年度の当該活動に単位を付与する。

（研修区分（5）のグループ研修として、30分0.25単位で1日上限4単位、単年度上限28単位（移動時間、移動日を含まない）を認める。なお、所属長等による従事証明を必要とする。）

2) 特別措置の適用を受ける者については、平成22年4月1日から平成24年3月31日の2年間で計80単位以上、かつ生涯研修認定制度規程細則第3条に定める単位を計24単位以上取得したと認められる者を認定することとし（その他は生涯研修認定制度規程及び生涯研修認定制度規程細則に準拠する）、認定した者には、平成22年度分及び平成23年度分の生涯研修認定証（2枚）を授与することとする。

3) 特別措置の適用を受ける者のうち、平成22年度分の生涯研修認定をもって、生涯研修認定（単年度認定）が5年間継続した者については、平成24年に日病薬が実施する生涯研修履修認定で、認定日をさかのぼって認定する。

4) 生涯研修履修認定については、日病薬が認定する専門薬剤師・認定薬剤師の認定（更新も含む）要件の一部に含まれていることから、特別措置の適用を受ける者で、当該理由の場合に限り、平成22年度認定に基づく申請を、一定期間中（別途定める）受け付けることとする。

申請方法は、申請者本人が「生涯研修履修認定申請書（特別措置用）」（日病薬ホームページよりダウンロード）に必要な事項を記入したうえで、必要な書類を添えて日病薬に直接申請することとする。申請内容は、生涯研修委員会において個別に審議する。

5) 災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会に所属する者及び災害救助法適用地域（別表1）を有する県に在住する者で、震災の影響で、研修記録・認定申請書（研修手帳等）を紛失した者については、当該者に対して、できる限りの確認書類の提出を求めたうえで、個別に審査し、取得単位数を確定することができる。

〈照会先〉
社団法人 日本病院薬剤師会
事務局 総務課
加藤、根岸、阿部
[Tel:03-3406-0485](tel:03-3406-0485)
E-mail:somu@jshp.or.jp

別表1 災害救助法適用地域一覧

●平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる被害地域

(法適用日：平成23年3月11日)〔東京都(帰宅困難者対応)を除く〕

- **岩手県**：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町
- **宮城県**：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、伊具郡丸森町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町
- **福島県**：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、南会津郡下郷町、南会津郡南会津町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村
- **青森県**：八戸市、上北郡おいらせ町
- **茨城県**：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
- **栃木県**：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- **千葉県**：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市